

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第199号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成25年5月8日 09時20分ごろ
発生場所	島根県大田市和江漁港西方沖 大田市所在の和江港外防波堤灯台から真方位270°37海里付近 （概位 北緯35°12.8′ 東経131°42.8′）
事故等調査の経過	平成25年11月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 宝来丸、9.7トン SN2-2906（漁船登録番号）、個人所有 第272-19058号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	減速機前進軸に曲損、漁網を破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、和江漁港西方沖で揚網作業中、船長が船の向きを立て直そうとして機関を前進及び後進にかけていたところ、平成25年5月8日09時20分ごろプロペラ軸に漁網が絡まって航行不能となった。 本船は、僚船に救助を依頼し、えい航されて和江漁港に帰港後、上架して漁網を除去した上、修理された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 北東流約2ノット
その他の事項	本船は、本インシデント当時、船首が南西方に向いていた。 本船は、本インシデント当時、長さ約28mの漁網のうち、約2mを揚げていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、和江漁港西方沖で揚網作業中、船長が船の向きを立て直そうとして機関を前進及び後進にかけたことから、プロペラ軸に漁網が絡まって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、和江漁港西方沖で揚網作業中、船長が船の向きを立て直そうとして機関を前進及び後進にかけたため、プロペラ軸に漁網が絡まったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 揚網作業中に機関を使用する場合は、風波及び潮流を考慮して慎重に行うこと。
-----------	--